

## 広島市発注工事への単品スライド条項の運用について

今般、鋼材類及び燃料油が高騰している状況を鑑み、国土交通省が単品スライド条項の運用基準を平成20年6月13日付けで定め、地方公共団体に対しても単品スライド条項を的確に運用するよう通知がありました。

本市においても、単品スライド条項の運用基準を定め、6月20日付けで適用を開始します。

### 1. 経緯

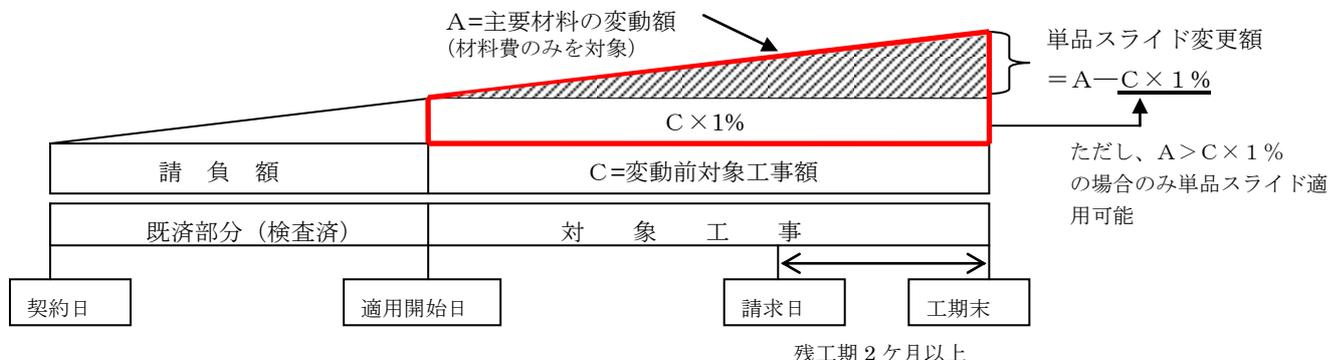
- ・最近の鋼材類及び燃料油の高騰に伴い、一部の工事では当初請負金額の範囲で工事を完成させることが困難な状況になっています。
- ・広島市建設工事請負契約約款第25条第5項には単品スライド条項が規定されていますが、これまで運用基準が定められていませんでした。

【参考】広島市建設工事請負契約約款第25条第5項

「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。」

### 2. 単品スライドの概要

- (1) 対象となる材料・・・・・・ 鋼材類及び燃料油
- (2) 対象となる工事・・・・・・ 実際の材料搬入・購入時における各材料の実勢価格を用いて当該工事の請負金額を再積算した場合に、当初請負金額より1%以上変動した工事
- (3) 算出方法・・・・・・ 単品スライド変更額 =  $A - C \times 1\%$  (下図参照)



\* 平成20年度にあつては、工期が9月30日以前の工事の請求日は7月30日までとする。